

[公印・契印省略]

総統推第 200 号
令和 4 年 5 月 27 日

統計委員会委員長
椿 広 計 殿

総 務 大 臣
金 子 恭 之

諮問第 163 号
平成 30 年住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について（諮問）

標記について、別紙のとおり作成するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）
第 35 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

(平成30年住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について)

1 匿名データの作成の対象とする統計調査

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）において、ユーザーのニーズを考慮し、匿名データの提供対象とする統計調査・年次の追加等に取り組むこととされていることを踏まえ、以下に掲げる統計調査について、統計法（平成19年法律第53号）第35条第1項の規定に基づき、匿名データの作成を行う予定である。

作成対象の統計調査	調査年次	(参考) 作成済みの調査年次
住宅・土地統計調査	平成30年	平成5年、10年、15年、20年、25年

2 匿名データの作成方法の概要

作成対象の統計調査については、平成31年2月の統計委員会です承された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（別添1参照）に基づき、上記1の統計調査に必要なレコードのリサンプリング、トップコーディング、識別情報の削除等の匿名化措置を行う（別添2参照）。

なお、作成対象とする統計調査の新規の調査項目については、上記匿名化処理基準や類似の調査項目の匿名化に関する取扱いを踏まえ、必要に応じて匿名化措置を行う。

3 匿名データの作成方法の主な変更点

(1) 新規の調査項目

- ・ 現住居以外の住宅の所有状況（所有の有無）（調査票甲）
（調査票乙については所有状況（戸数等）の記入を基に、調査票甲と同じ「所有の有無」として提供）
- ・ 居住世帯のない住宅（空き家）「その他」の所有状況（調査票乙）
（調査票乙のみの調査項目であるため、匿名化処理基準に準じ、提供しない。）

(2) 廃止の調査項目

以下、廃止の調査項目は提供しない。

- ・ 敷地面積及び建築面積（共同住宅のみ記入）（建物調査票）
- ・ 前住居の所在地（調査票甲）
- ・ 東日本大震災による転居（調査票甲及び乙）
- ・ 現住居以外の住宅における床面積の合計（延べ面積）（調査票乙）

(3) その他（建て方別に匿名化）

- ・ 居室数の合計、床面積（延べ面積）等について、建て方別（一戸建・長屋建／共同住宅）に匿名化処理基準を準用し、トップコーディング及びボトムコーディングを実施

4 その他

匿名データの作成方法については、公的統計基本計画及び「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を踏まえ、総務省統計研究研修所による検証を実施している（別添3参照）。

匿名データの作成に係る匿名化処理基準

別添1

総務省	
平成30年住宅・土地統計調査	
リサンプリング	リサンプリング率10%を目安として、住宅（住宅以外の建物を含む。）単位のレコードに付与された集計用乗率の大きさに基づく確率比例抽出により抽出
しきい値	0.5%
世帯・個人を特定できる外部情報	なし
データの並び替え	同一世帯の世帯員は世帯員番号順を保ったまま世帯順はランダムに並び替え
世帯・個人識別情報の匿名化	世帯人員が8人以上いる世帯を削除
	同一年齢の15歳未満の世帯人員が3人以上いる世帯を削除
	家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯を削除
攪乱処理	なし
集計用乗率（母集団推計用ウエイト）	抽出率に応じて再付与して提供
地域情報	都道府県 市区町村番号、3大都市圏、調査単位区番号を削除
提供項目等	住宅の居住室数： 都道府県別に出現頻度により、10室以上～17室以上のいずれかでトップコーディング
	世帯ごとの居住室数： 都道府県別に出現頻度により、10室以上～17室以上のいずれかでトップコーディング
	住宅の延べ面積： 都道府県別に出現頻度により、20㎡未満をボトムコーディング、250㎡以上～500㎡以上のいずれかでトップコーディング
	住宅の敷地面積（一戸建・長屋建）： 実数値ではなく、階級値11区分で提供。 都道府県別に出現頻度により、25㎡未満又は50㎡未満のいずれかでボトムコーディング、70㎡以上～150㎡以上のいずれかでトップコーディング
	住宅の建築面積＝1Fの床面積（一戸建・長屋建）： 都道府県別に出現頻度により、20㎡未満又は30㎡未満のいずれかでボトムコーディング、150㎡以上又は200㎡以上のいずれかでトップコーディング
	建物の階数： 1～2階、6～7階、8～10階、11～14階及び15～19階でグルーピング 都道府県別に出現頻度により、「一戸建・長屋建」は、2階以上～4階以上のいずれかでトップコーディング、「共同住宅・その他」は、2階以下でボトムコーディング、11階以上～20階以上のいずれかでトップコーディング
	年齢： 15歳未満は各歳、 15～89歳を5歳階級でグルーピング、90歳以上でトップコーディング（平成20年までは15～84歳を5歳階級でグルーピング、85歳以上をトップコーディング）
	従前の居住地： 都道府県別で提供
	住宅の1か月当たり家賃・間代： 都道府県別に出現頻度により、9万円以上～30万円以上のいずれかでトップコーディング
	世帯ごとの家賃・間代： 都道府県別に出現頻度により、9万円以上～30万円以上のいずれかでトップコーディング
	住宅の居住室の畳数： 都道府県別に出現頻度により、5畳未満～7畳未満のいずれかでボトムコーディング、70畳以上～140畳以上のいずれかでトップコーディング
	世帯ごとの居住室の畳数： 都道府県別に出現頻度により、5畳未満～7畳未満のいずれかでボトムコーディング、70畳以上～140畳以上のいずれかでトップコーディング

	従前の居住室の畳数： 都道府県別に出現頻度により、5畳未満～7畳未満のいずれかでボトム コーディング、70畳以上～140畳以上のいずれかでトップコーディング
	住宅の所有名義：提供しない
	直近5年間の増改築の有無：「東日本大震災による被災箇所の改修工事を した」は提供しない それ以外の項目は提供
	東日本大震災による転居： 提供しない
	調査票乙のみの項目： 提供しない

平成30年住宅・土地統計調査 匿名データの作成方針

1 基本的な考え方

平成30年住宅・土地統計調査の匿名データ化については、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）の匿名データの作成に係る匿名化処理基準（以下「匿名化処理基準」という。）に準拠した秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し、調査年次の特性に応じた措置を講ずる。

2 作成する匿名データの構成概要

これまで作成してきた住宅・土地統計調査に係る匿名データと同様、以下の匿名データを作成する。

調査年次	調査本体の標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの標本の大きさ
平成30年	約 370 万住戸	約10%	約 37 万住戸

3 適用する匿名化処理

平成30年住宅・土地統計調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用する。

4 その他

平成30年住宅・土地統計調査における建物調査票、調査票甲及び乙に関する項目の新規、廃止等の調査項目の変更点は以下のとおり。

なお、調査票乙については、調査票甲と共通する調査項目のみ提供する。

（1）新規の調査項目

- ・ 現住居以外の住宅の所有状況（所有の有無）（調査票甲）
- ・ 居住世帯のない住宅（空き家）「その他」の所有状況（調査票乙）

（2）廃止の調査項目

- ・ 敷地面積及び建築面積（共同住宅のみ記入）（建物調査票）
- ・ 前住居の所在地（調査票甲）
- ・ 東日本大震災による転居（調査票甲及び乙）
- ・ 現住居以外の住宅における床面積の合計（延べ面積）（調査票乙）

住宅・土地統計調査(平成30年) 匿名データの審査表

統計調査名		住宅・土地統計調査				
匿名化処理の内容		匿名化処理基準 (ベース年次:平成25年)	平成30年調査(追加)	変更理由・備考	検証結果	
リサンプリング		・10%	同左		○	
しきい値		・0.5%	同左		○	
データの並び替え		・住宅番号を世帯単位にランダムに並び替え	同左		○	
世帯・個人識別情報の匿名化		・世帯人員が、8人以上いる世帯を削除 ・同一年齢の15歳未満の世帯人員が、3人以上いる世帯を削除 ・家計を支える者の年齢が、15歳未満の世帯を削除	同左		○	
攪乱処理		なし	同左		○	
集計用乗率		・抽出率に応じて再付与して提供	同左		○	
地域情報		・都道府県	同左		○	
提供項目等		匿名化処理基準 (ベース年次:平成25年)	平成30年調査(追加)	変更理由・備考	検証結果	
		○:原則そのまま提供 ▲:匿名化を講じて提供 ×:提供しない —:調査なし				
都道府県		○	○		○	
市区町村		×	×		○	
3大都市圏		×	×		○	
調査単位区番号		×	×		○	
建物番号		×	×		○	
住宅番号		▲・新たにランダムに付与	▲同左		○	
世帯一連番号		▲・新たにランダムに付与	▲同左		○	
I あなたの世帯について	1 世帯の構成	(ア) 世帯人員の合計	▲・世帯人員が8人以上いる世帯を削除	▲同左	○	
		(イ) 男女の別	○	○	○	
		年齢	▲ ・15歳未満は各歳 ・15～89歳を5歳階級でグルーピング ・しきい値に基づき、トップコーディングの値を設定	▲同左	・90歳以上でトップコーディング	○
		配偶者の有無	○	○	○	
		続き柄	○	○	○	
	2 世帯全員の1年間の収入(税込み)	○	○		○	
II 世帯の家計を主に支える人について	3 勤めか 自営かなどの別	○	○		○	
	4 通勤時間(片道)	○	○		○	
	5 子の住んでいる場所	○	○		○	
	東日本大震災による転居	(ア) 東日本大震災により転居しましたか	×	—	・廃止の調査項目	—
		(イ) 転居の主な理由は何ですか	×	—	・廃止の調査項目	—
	6 現住居への入居時期	○	○		○	
	前住居	7 どこに住んでいましたか	▲・都道府県別で提供	×	・調査票乙のみの調査項目(調査票甲のみ廃止)	○
どんな住居に住んでいましたか		○	○		○	
その居住室全体の広さは何畳でしたか		▲ ・都道府県別にしきい値に基づき、トップコーディング及びボトムコーディングの値を設定し提供	▲ ・しきい値に基づき、トップコーディング及びボトムコーディングの値を設定し提供	・畳数で提供 ・「どこに住んでいましたか」について、調査票乙のみの調査項目(調査票甲のみ廃止)	○	

提供項目等		匿名化処理基準 (ベース年次:平成25年)		平成30年調査(追加)		変更理由・備考	検証結果			
		○:原則そのまま提供 ▲:匿名化を講じて提供 ×:提供しない —:調査なし								
III 現住居について	8 居住室	室数の合計	▲	・都道府県別にしきい値に基づき、トップコーディングの値を設定し提供	▲	・都道府県別建て方別にしきい値に基づき、トップコーディングの値を設定し提供		○		
		その量数	▲	・都道府県別にしきい値に基づき、トップコーディング及びボトムコーディングの値を設定し提供	▲	・都道府県別建て方別にしきい値に基づき、トップコーディング及びボトムコーディングの値を設定し提供	・量数で提供	○		
	9	持ち家か 借家かなどの別	○		○			○		
		名義人(持ち家)	×		×		・調査票乙のみの調査項目	○		
	10	1か月の家賃又は間代	▲	・都道府県別にしきい値に基づき、トップコーディングの値を設定し提供	▲	同左		○		
		共益費又は管理費	○		○			○		
	11 床面積	床面積の合計(延べ面積)	▲	・都道府県別にしきい値に基づき、トップコーディング及びボトムコーディングの値を設定し提供	▲	・都道府県別建て方別にしきい値に基づき、トップコーディング及びボトムコーディングの値を設定し提供	・㎡で提供	○		
		うち1階の床面積	▲	・都道府県別にしきい値に基づき、トップコーディング及びボトムコーディングの値を設定し提供	▲	同左	・㎡で提供	○		
	12	建築の時期(完成の時期)	○		○			○		
	13	台所の型	○		○			○		
	14	高齢者等のための設備等	○		○			○		
	15 省エネルギー設備等	(ア)	太陽熱を利用した温水機器等ありますか	○		○		○		
		(イ)	太陽光を利用した発電機等ありますか	○		○		○		
		(ウ)	二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓はありますか	○		○		○		
	16	住宅の建て替え 新築 購入などの別	○		○		・「中古住宅を購入」を「リフォーム前の住宅」と「リフォーム後の住宅」に分割	○		
	17 平成26年1月以降の住宅の増改築改修工事等	(ア)	住宅の増改築や改修工事等をしたか	▲	・「東日本大震災による被災箇所の改修工事をした」は提供しない ・それ以外の項目は従来どおり提供	○		・選択項目(「東日本大震災による被災箇所の改修工事をした」)の廃止	○	
		(イ)	高齢者等のための設備の工事をしたか	○		○			○	
	18	平成26年1月以降における住宅の耐震診断の有無	○		○			○		
	19	平成26年1月以降における住宅の耐震改修工事の有無	○		○			○		
IV 現住居の敷地について	20	所有地か 借地かなどの別	○		○			○		
		名義人(所有地)	×		×		・調査票乙のみの調査項目	○		
	21	敷地面積	▲	・都道府県別にしきい値に基づき、トップコーディング及びボトムコーディングの値を設定し提供	▲	・都道府県別建て方別にしきい値に基づき、トップコーディング及びボトムコーディングの値を設定し提供	・㎡で提供	○		
	22 取得方法・取得時期等	(ア)	だれから買ったり借りたりなどしたのですか	○		○			○	
(イ)		いつ買ったり借りたりなどしたのですか	○		○			○		
V 現住居以外の住宅及び土地の所有	23 現住居以外の住宅	(ア)	所有していますか	×		○		・調査票甲の新規の調査項目	○	
		(イ) 住宅の種類	(1)	居住世帯のある住宅	×		▲	・調査票乙については、戸数の記入状況より有無として提供	・調査票甲の新規の調査項目 ・調査票甲は有無を調査、調査票乙は戸数を調査 (調査票乙については、H30「25(イ)何戸所有していますか」の調査項目が該当)	○
			(2)	居住世帯のない住宅(空き家)	×		▲	・調査票乙については、戸数の記入状況より有無として提供		○
		床面積の合計(延べ面積)は何平方メートルですか	×		—		・廃止の調査項目(H25調査票乙のみの調査項目)	—		
	24 現住居以外の土地	(ア)	所有していますか	○		○			○	
(イ)	土地の種類及び所有総数	×		×			・調査票乙のみの調査項目	○		
居住世帯のない住宅(空き家)「その他」の所有状況		住宅の所在地	—		×		・新規の調査項目 ・調査票乙のみの調査項目	○		
		建て方	—		×		・新規の調査項目 ・調査票乙のみの調査項目	○		
		取得方法	—		×		・新規の調査項目 ・調査票乙のみの調査項目	○		
		建築の時期	—		×		・新規の調査項目 ・調査票乙のみの調査項目	○		
		居住世帯のない期間	—		×		・新規の調査項目 ・調査票乙のみの調査項目	○		
現住居の敷地以外に所有する宅地など		土地の所在地	×		×		・調査票乙のみの調査項目	○		
		土地の所有形態	×		×		・調査票乙のみの調査項目	○		
		土地の面積	×		×		・調査票乙のみの調査項目	○		
		土地の取得方法	×		×		・調査票乙のみの調査項目	○		
		土地の取得時期	×		×		・調査票乙のみの調査項目	○		
		土地の利用状況	×		×		・調査票乙のみの調査項目	○		
		土地の主たる使用者	×		×		・調査票乙のみの調査項目	○		

提供項目等		匿名化処理基準 (ベース年次:平成25年)		平成30年調査(追加)		変更理由・備考	検証結果
		○:原則そのまま提供 ▲:匿名化を講じて提供 ×:提供しない —:調査なし					
現住居の敷地以外に 所有する農地・山林	農地・山林の所在地	×		—		・廃止の調査項目(H25調査票乙のみの調査項目)	—
現住居の敷地以外に 所有する農地	農地の所在地	—		×		・新規の調査項目 ・調査票乙のみの調査項目	○
	面積の合計	×		×		・調査票乙のみの調査項目	○
現住居の敷地以外に 所有する山林	山林の所在地	—		×		・新規の調査項目 ・調査票乙のみの調査項目	○
	面積の合計	×		×		・調査票乙のみの調査項目	○
(建物調査票)	(1) 居住世帯のない住宅	○		○			○
	(2) 住宅の種類	○		○			○
	(3) 建て方	○		○			○
	(4) 構造	○		○			○
	(5) 腐朽・破損の有無	○		○			○
	(6) 建物全体の階数	▲	・都道府県別建て方別にしきい値に基づき、トップコーディング及びボトムコーディングの値を設定し提供	▲	同左		○
	(7) 敷地に接している道路の幅員	○		○			○
	(8) 建物内総住宅数	×		×			○
	(9) エレベーターの有無等	○		○			○
	(10) オートロックの別	○		○			○
	(11) 高齢者対応型住宅の別	○		○			○
		敷地面積	▲	・実数値ではなく、階級値14区分で提供 ・全国一律で3,000㎡でトップコーディング、都道府県別にボトムコーディングの値を設定し提供	—		・廃止の調査項目
	建築面積	▲	・実数値ではなく、階級値15区分で提供 ・都道府県別にトップコーディング及びボトムコーディングの値を設定し提供	—		・廃止の調査項目	—
(調査員記入欄)	世帯の種類	○		○			○
	同居世帯の有無	○		○			○
	家族類型	○		○			○
	世帯の型	○		○			○
	普通世帯・準世帯の別	○		○			○
	夫婦の組数	○		○			○
	世帯人員(男女別)	▲	・世帯人員が8人以上いる世帯を削除	▲	同左		○
	65歳以上の世帯員の有無	○		○			○
	75歳以上の世帯員の有無	○		○			○
	65歳以上の世帯員のみからなる世帯か	○		○			○
	75歳以上の世帯員のみからなる世帯か	○		○			○
	高齢夫婦の有無	○		○			○
	高齢夫婦世帯か	○		○			○
	65歳以上の世帯員からなる世帯か	○		○			○
	75歳以上の世帯員からなる世帯か	○		○			○
	世帯内の最高齢者の年齢5区分	○		○			○
	(各世帯で使用している部分について)	世帯の居住室数	▲	・しきい値に基づき、トップコーディングの値を設定し提供	▲	同左	○
		世帯の居住室の量数	▲	・しきい値に基づき、トップコーディング及びボトムコーディングの値を設定し提供	▲	同左	・量数で提供 ○
		世帯の1か月当たり家賃・間代	▲	・しきい値に基づき、トップコーディングの値を設定し提供	▲	同左	○
		世帯の1か月当たり共益費・管理費	○		○		○
	住宅以外の建物の種類	○		○			○
	住宅以外の建物の所有の関係	○		○			○
	空家の種類	○		○			○
	現在の居住形態	○		○			○
	現住居の所有の関係	○		○			○
	(むねに関する情報)	建築の時期	○		○		○
	(家計を主に支える者に関する事項)	性別	○		○		○
		年齢	▲	・25歳未満 ・25～89歳を5歳階級でグルーピング ・しきい値に基づき、トップコーディングの値を設定し提供	▲	同左	・90歳以上でトップコーディング ○
	バリアフリー化	○		○			○
	リフォーム工の有無	○		○			○

住宅・土地統計調査の概要（平成30年）

参考 1

調査の目的

我が国における住宅や住宅以外で人が居住する建物、現住居以外の住宅や土地の保有状況、世帯の居住状況等の実態を把握し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得る。

調査の概要

調査の沿革

- ▶ 昭和23年から「住宅統計調査」として開始以降、5年周期で実施
- ▶ 平成10年からは、現住居以外の住宅・土地に関する調査事項を追加し、調査の名称を「住宅・土地統計調査」に変更。前回調査は15回目

調査期日

平成30年10月1日現在

調査範囲及び報告者数

約370万住戸（注1）
（標本調査区数：約21万8千調査区（注2））

- ▶ 調査票甲：約320万住戸
（標本調査区数：約18万8千調査区）
- ▶ 調査票乙：約50万住戸
（標本調査区数：約2万9千調査区）

（注1）「住戸」とは、我が国における住宅、住宅以外で人が居住する建物及びこれらに居住している世帯をいう。

（注2）平成27年国勢調査調査区。市区町村の人口規模に応じて抽出した調査区を調査単位区に設定（70住戸を超える調査区については分割して調査単位区を設定）

調査票及び調査事項

- ▶ 調査票甲（ショートフォーム調査票）
世帯の構成、世帯の年間収入、現住居の状況（入居時期、居住室数、持ち家・借家の別、家賃等、床面積、建築時期等）、現住居の敷地の状況（所有地・借地の別、敷地面積、取得方法・取得時期等）、現住居以外の住宅・土地の所有状況（所有の有無及び所有する住宅・土地の種類）等
- ▶ 調査票乙（ロングフォーム調査票）
調査票甲の調査事項に加え、現住居及びその敷地の名義人、現住居以外の住宅・宅地等の状況（所有する住宅戸数、居住世帯のない住宅（空き家）「その他」の所有状況、土地の種類別所有総数、各土地の所在地・所有形態・面積・取得方法・取得時期・利用現況等）等
- ▶ 建物調査票
住宅の種類・建て方・構造、建物全体の階数、建物内総住宅数（長屋建・共同住宅の場合）等

調査組織

総務省（統計局）－都道府県－市町村－調査員－報告者

※ 調査方法 ⇒ 調査票甲及び調査票乙：調査員調査、郵送調査又はオンライン調査
建物調査票：調査員が担当調査区内を巡回し、調査対象となる全住戸について、外観又は近隣住民への聞き取り等により調査

結果の利用

- 国及び都道府県が住生活基本法に基づき作成する住生活基本計画に係る住宅関連諸施策の策定及び成果指標
- 都市計画、土地利用計画、住宅マスタープラン等の企画・立案 ○ 国土交通白書や経済財政白書等における分析・評価
- 国民経済計算の推計 ○ 大学その他の研究機関等における都市・住宅・防災等の研究